

問い合わせ先

松田 博司・城市 武志・  
小林 祐介・早坂 周子  
中原 孝博  
ニラドリ・ナグ(EY Japan 駐在)

アーンスト・アンド・ヤング・インド、  
ジャパン・ビジネス・サービス

Email:

[hiroshi.matsuda@in.ey.com](mailto:hiroshi.matsuda@in.ey.com)  
[takeshi.joichi@in.ey.com](mailto:takeshi.joichi@in.ey.com)  
[yusuke.kobayashi@in.ey.com](mailto:yusuke.kobayashi@in.ey.com)  
[shuko.hayasaka@in.ey.com](mailto:shuko.hayasaka@in.ey.com)  
[nakahara.takahiro@in.ey.com](mailto:nakahara.takahiro@in.ey.com)  
[nag.nldr@shinnihon.or.jp](mailto:nag.nldr@shinnihon.or.jp)

# JBS フラッシュニュース

2015 年 2 月号

1. **【会計】**インド版IFRSであるInd-AS導入ロードマップをプレスリリース
2. **【会社法】**取締役の責任と義務が詳細に明文化



# EY

Building a better  
working world

本JBSフラッシュニュースは、本年初頭にプレスリリースされた、インド版IFRSであるInd-AS導入へ向けてのロードマップと、今後、新会社法のもと、問われる取締役の責任と義務を取り上げます。

## 1. インド版 IFRS である Ind-AS 導入のロードマップをプレスリリース

インドでは2012年4月より銀行、保険会社及びノンバンクを中心にInd-ASが導入され、非金融会社については、当初2011年4月期より3つのフェーズで段階的に拡大する方針でしたが、その公表が遅れていました。その理由の一つに会計基準の変更が課税に影響を与えることから、課税関係が複雑なインドにおいてその調整がうまく進まなかったことが挙げられます。

この程、ようやくInd-AS導入に向けたロードマップが2015年1月にプレスリリースされました(正式な通知は後日)。具体的な適用対象会社は以下の通りとなりますので、適用時期に留意し余裕を持って移行できるようにご検討ください。

▶ 今後3つのフェーズで段階的に拡大する方針です。

**フェーズ1** 2015年4月1日以降開始事業年度から

- 任意に Ind-AS を選択することが認められます。

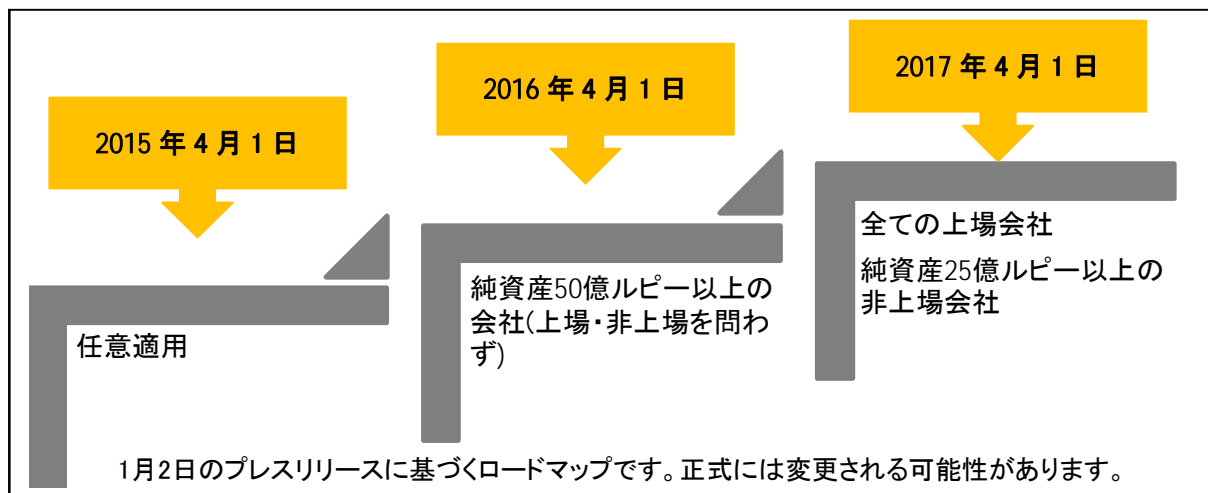
**フェーズ2** 2016年4月1日以降開始事業年度から

- 株式又は社債をインド国内で上場又は上場準備中で、かつ純資産が50億ルピー以上の会社。
- 純資産が50億ルピー以上の非上場会社。
- 上記会社の持ち株会社、子会社、合併会社、関連会社を含む。

**フェーズ3** 2017年4月1日以降開始事業年度から

- 株式又は社債をインド国内で上場又は上場準備中全ての会社。
- 純資産が25億ルピー以上の非上場会社。
- 上記会社の持ち株会社、子会社、合併会社、関連会社を含む。

▶ 上記をまとめると、ロードマップが示す Ind-AS 適用開始予定時期は次のようになります。



※銀行、証券、ノンバンキング金融機関(NBFs)及び中堅中小企業(SME)を除く

※上記でカバーされない会社は従前の会計基準を継続適用します。

- ▶ 上記基準額の計算は原則2014年3月31日以後最初に到来する決算期の貸借対照表をもって計算することになります。なお純資産とは、払込資本金に準備金及び剰余金を加え、再評価準備金を除いた額と定義されます。
- ▶ 比較財務諸表を開示することから、適用一年前の会計年度においてもInd-ASによる準備が必要となります。

- ▶ 潜在的影響が想定される点は以下となります。

<b>固定資産</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>▶ 耐用年数、償却方法及び残存価格は毎年見直しが必要となります。</li> <li>▶ コンポーネントアプローチの導入。</li> <li>▶ 為替による変動は資産計上額に影響しません。</li> </ul>
<b>リース資産</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>▶ 法的形式ではなく、経済的アプローチにより判断します。</li> </ul>
<b>損益面</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>▶ 売上割引を含む全ての値引き及びインセンティブは収入から控除して表示されます。</li> </ul>

- ▶ Ind-AS の適用の結果、貸借対照表及び損益計算書の変更を通じ、実務上以下のような影響をもたらすと想定されます。
  - 配当可能利益への影響
  - 資産負債比率のような KPI への影響
  - 財務制限条項への抵触
  - 社内システムの変更

## 2. 取締役の責任と義務が明確化

周知の通り、2013年会社法は、2014年4月1日から主要な条文の大半が施行され、会社におけるコーポレートガバナンス強化へ向けて重要な一歩が踏み出されました。同法は、取締役の役割をコーポレートガバナンスの重要な構成要素として位置づけ、強力なガバナンスを確立するために重要な一翼を取締役に担わせています。新しいガバナンス規制と高まる期待から、取締役の任務は従来以上に重要かつチャレンジングなものとなります。

同法は施行後もいくつか改正が行われていますが、条文で取締役の主な責任と義務は、以下の通り、分類されます(はじめて詳細に導入され、2015年3月31日以降に発行される取締役会報告書から適用開始となります)。

<p><b>取締役会の主な責任</b>  <b>取締役会報告書の開示事項(134条)</b>  <b>開示されるべき主要項目</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>▶ 関連当事者間取引</li> <li>▶ 財務報告に係る内部統制システム(上場会社)</li> <li>▶ 適用される全ての法律の遵守するためのシステム</li> <li>▶ 企業の社会的責任の方針</li> <li>▶ リスクマネジメント方針の策定と実施</li> <li>▶ 取締役の評価方法(上場会社及び払込資本金2億5千万以上の公開会社)</li> <li>▶ 内部通報制度の設置</li> <li>▶ 財務パフォーマンスやその他多くの項目に影響する重要な変化</li> </ul>	<p><b>ペナルティ条項</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>▶ 罰金は5万ルピーから250万ルピーへ強化</li> <li>▶ 会社の義務不履行役員は全て最高3年までの懲役、あるいは5万ルピー以上50万ルピーの罰金、もしくはその両方</li> </ul>
<ul style="list-style-type: none"> <li>▶ 上記事項を正確に開示するため、適切なシステムとプロセスの構築が必要になります</li> <li>▶ 各種システム、プロセスおよび取引に関連して、取締役の責任は重大になります</li> </ul>	

## 取締役の義務(166条)

取締役の注意義務	潜在的影響
<ul style="list-style-type: none"> <li>▶ 取締役の注意義務が、会社法(166条)で初めて明文化されました。</li> <li>▶ 株主全員の利益のために、会社、従業員、株主、地域、環境保護に関する利益を最大化するために、会社の事業を発展させるべく、その職務を誠実に執行すること</li> <li>▶ 適正かつ合理的な注意、技能、勤勉さをもってその職務を遂行し、独立した判断を下すこと</li> <li>▶ 直接又は間接的に会社の利益に相反しないこと</li> <li>▶ いかなる不当な利得も得てはならない</li> <li>▶ 定款に従い行動すること</li> <li>▶ 義務に従わない場合、10万ルピー以上、最大50万ルピーの罰金を科せられます。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>▶ 取締役はこの条文の規定に従ってその義務を履行する</li> <li>▶ 取締役の行動規範の作成に取組む必要</li> <li>▶ 取締役の義務を規定するため定款変更の必要</li> <li>▶ 義務に従わない場合、10万ルピー以上、最大50万ルピーの罰金</li> </ul>
<ul style="list-style-type: none"> <li>▶ 取締役は、同法で明文化された義務を履行しなければなりません</li> <li>▶ 取締役の兼務は最大20社、公開会社は最大10まで</li> </ul>	

## 取るべきアクション領域(要約)

取締役会に追加された責任	財務報告に係る内部統制	リスクマネジメント	関連当事者取引
	企業の社会的責任(CSR)	コンプライアンスマネジメント	
モニタリングの強化	内部通報制度	独立取締役	監査 & 各種委員会
職務執行に対する評価/期待の改善	取締役会及び独立取締役の職務評価	内部監査人	外部監査人
会計及び報告	IFRS / Ind-ASの適用	連結決算の強制	固定資産のコンポーネントアプローチ

上記規定遵守の実効性を確保するため、会社法は厳しいペナルティ条項を設けており、取締役の責任に関する声明に上記を詳細に含めたのは企業省の強い意向を反映したものとと言えます。また、外部/内部監査人も、監査報告書で所見を表明する前に会社の取締役から声明書/確認書を求め、年次報告書でこれらについて所見を表明しなければなりません(法143条)。

## コメント

GST導入の行方にも注視しなければなりません。今後、会計基準や会社法の会社にも与える影響も考慮しなければなりません。このような各種制度変更の端境期にあつて、まずは現状を把握し、そして想定される制度変更を見据え、ギャップ分析を行い、対応策をできるだけ早い時期に検討しておくことが肝要となります。弊所では、診断的レビューを通して、そのお手伝いをさせていただいております。どうぞお気軽にお問合せください。

### Disclaimer

尚、当ニュースレターの内容に関し、原文上の誤謬、誤訳を含む不備に伴う金銭的または非金銭的損害につきましては、インド及びその他のアーンストアンドヤングは一切の責任を負いかねますことご了承ください。